

# 平成24年度 事業報告書

公益社団法人総合紛争解決センター

近年、社会が複雑高度化するに連れて、様々なトラブルが生じるようになり、トラブルの内容や当事者のニーズに応じた様々な解決方法が求められるようになってきている。このようなニーズに的確に対応するため、裁判機能を充実させる必要があることはもちろんであるが、あわせて、トラブルの実情に合った解決に導くものとして、裁判以外の様々な解決方法が提供されることが望まれる。

当センターは、ADR法に基づく認証紛争解決機関として、市民にとって裁判と並ぶ魅力的で利用しやすい裁判外紛争解決手続を提供し、もって市民の権利利益の適切な実現に資することを目的とし、次のとおり活動した。

## 1 事業の概要

### (1) 「裁判外紛争解決事業（ADR事業）」（公1-1）

総合的なADR（Alternative Dispute Resolution）機関として、各種専門職の専門的な知見を反映し紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重した、公正かつ適正な裁判外紛争解決事業

### (2) 「各種紛争についての調査・研究・分析や和解あっせん人のスキル向上等公正かつ適正な紛争解決に資するための事業」（公1-2）

当センターに申立てられた各種の紛争について調査・研究・分析を行いながら公正かつ適正な紛争解決に資するよう和解あっせん人のスキル向上を図る事業

### (3) 「広報活動事業」（公1-3）

ADR手続及びADR手続機関である当センターの存在を広く市民に認知していただくための事業

## 2 裁判外紛争解決事業（ADR事業）（公1-1）

### (1) 概要

当センターは、裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関になることを目指し、各種専門家団体、経済団体、消費者団体、自治体等が参加している裁判外紛争解決機関（ADR）であり、「和解あっせん」と「仲裁」という、2つの手続を実施した。

### (2) 和解あっせん手続・仲裁手続

①和解あっせん手続は、和解あっせん人が当事者の言い分を十分に聴取し、その利害調整をしたり、解決案の提示を行ったりすることを通じて、紛

争解決についての合意、すなわち、和解を成立させることを目的とする  
手続である。

② 仲裁手続は、民事紛争の解決を仲裁人による仲裁判断によって行うもの  
で、当事者の仲裁合意に基づき仲裁廷が判決に代わる判断をする手続で  
ある。（注：仲裁廷とは、仲裁手続を審理し、仲裁判断をする機関をい  
う。）

③ 平成 24 年度は、平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日の事業期間に  
合計 136 件（うち仲裁事件 1 件含む。）の申立てを受理し、平成 21 年度、  
平成 22 年度及び平成 23 年度からの継続事件 37 件のうち 36 件を含む 129  
件が終結した。

④ 終結事件の内訳を見ると、和解契約または仲裁判断により、成立した事  
件は 54 件（41.9%）、成立の見込みなしなど、応諾されたものの不成立  
となった事件は 38 件（29.4%）であり、不応諾で終結した事件は 37 件  
（28.7%）であった。

#### （3） 和解あっせん手続・仲裁手続の費用

和解あっせん手続及び仲裁手続の手数料は、申立時に申立手数料として、  
1 件 10,000 円及び和解等成立時に、成立手数料として 15,000 円より納付  
してもらうところ、平成 24 年度の申立手数料収入は、105 万 3950 円、成  
立手数料収入は、227 万 4450 円であった。

#### （4） 和解あっせん人及び仲裁人に対する報酬

和解あっせん人及び仲裁人に対しては、期日報酬として、期日 1 回につ  
き 5,000 円、成立した場合には、成立報酬として、一人につき 2 万円を支  
払うところ、平成 24 年度の期日報酬は、361 万 7250 円、成立報酬は、315  
万円であった。

#### （5） 申立補助制度の受付担当者に対する報酬

当センターへの申立てを検討し、または希望する方に対し、手続の概要の  
説明、申立てに関する助言及び申立書作成方法の指導等を行う申立補助制度  
を毎週金曜日午後 1 時から午後 3 時まで実施している。受付担当者に対して  
は、報酬として 1 回につき 5,000 円を支払うところ、平成 24 年度の報酬は、  
36 万 7500 円であった。

#### （6） 被災地支援の検討

東日本大震災に伴う紛争については、原発 ADR（原子力損害賠償紛争解  
決センター）や震災 ADR（仙台弁護士会）など、ADR を活用した紛争解  
決が図られているが、未だに十分な紛争解決が行われているとは言い難く、  
当センターにおいても、各種専門家が協働する総合型 ADR として、各種支  
援の方策を検討したが、平成 24 年度は、具体的な支援の実施には至らなか

った。

#### (7) ハーグ条約批准に備えた対応

政府は、国際的な子の奪取の民事面に関する条約（ハーグ条約）の批准に向けて、国内法等の整備を進めているところ、子の返還については、裁判手続によらずに、当事者の自主的な話し合いの手続として民間型ADRの活用が検討されていることから、当センターにおいてもハーグ条約に関するADR手続を実施できるよう諸準備を進めた。

具体的には、運営規則に、国際的な子の監護に関する和解あっせん手続についての特則を設け、本案件に対応できる和解あっせん人候補者の整備及び申立書等の様式を整備した。

なお、外務省からの委託を受けて、条約批准前の試行的（パイロット）事業として、外部仲裁機関による面会交流等合意形成あっせん事業を請負うことを検討したが、次年度に先送りすることとなった。

### 3 各種紛争についての調査・研究・分析や和解あっせん人のスキル向上等公正かつ適正な紛争解決に資するための事業（公1-2）

#### (1) 調査・研究等

当センターが入会している一般財団法人日本ADR協会には、同協会の理事、ADR調査企画委員会委員として、当センターの理事、運営委員会委員を派遣し、同協会の各種活動に協力した。特に、7月6日には、東京において実務研修兼シンポジウムが、7月20日には、大阪において実務研修が実施され、当センターの運営委員会委員等が参加した。

また、当センターの参加団体会員に対する研修会への講師派遣や、他のADR機関が実施するシンポジウム等に参加するなどした。

#### (2) 和解あっせん人等候補者研修

和解あっせん人・仲裁人候補者のスキル向上を目的として、和解あっせん人・仲裁人候補者の他、運営委員会・財務委員会委員並びに当センターの参加団体会員も対象として、下記のとおり、研修を実施した。

日程	研修テーマ	講師
5月22日	「平成23年度事件実施状況・解決事例紹介」	弁護士井上計雄氏、医師正岡徹氏、不動産鑑定士河井要祐氏、宅建協会枇榔正人氏
7月30日	「新しい在留管理制度・住民基本台帳制度について」	行政書士 真部和久氏

9月27日	「津波と原発事故による（福島県内の）地価動向と予測」	福島県不動産鑑定士協会 不動産鑑定士 高橋雄三氏
11月19日	「聴く力、話す力、変わる力」	早稲田大学法学学術院教授 和田仁孝氏
2月21日	「宅地建物取引業法における苦情解決業務・弁済業務について」	宅建協会 北井孝彦氏、橋本嘉夫氏、木下明弘氏
3月25日	「ハーグ条約とADR」	弁護士 渡邊惺之氏、池田崇志氏

#### 4 広報活動事業（公1-3）

平成24年度は、ADR及び総合紛争解決センターの広報として、ホームページの運営管理及びリーフレットの関連団体への配布を行ったほか、次の広報を実施した。

##### （1）消費者問題専門情報誌『消費者情報』への解決事例の掲出

解決事例を年間5回（4月号、6月号、9月号、11月号、1月号）隔月掲載し、購読者である消費生活専門相談員への周知をはかった。

##### （2）消費者問題専門情報誌『消費者情報』への協賛広告の掲出

「消費者情報」11月号に、協賛広告として、1/2頁カラー広告を掲出した。

##### （3）天神祭りうちわ

天神祭りの際に配布するうちわを15000部製作し、7月24日、25日の2日間において、南森町や梅田、淀屋橋、天満橋、北浜、本町の各駅において、配布した。

##### （4）大阪市営バス広告

① 横枠のポスター広告を住吉、鶴町、港、守口、住之江の各営業所のバス車内に、掲出期間1年間で掲出した。

② ステッカー広告を中津、東成、井高野の各営業所のバス車内に、掲出期間1年間で掲出した。

##### （5）テレビCM

テレビ大阪のCMとして、15秒CMを2月10日から3月31日までの期間に100本流した。

#### 5 事業報告の附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項については、当事業報告書に含まれているため、事業報告の附属明細書の記載を省略している。

以 上